

家庭・事業者向けエコリース促進事業 補助金制度のご案内

〈環境省補助金事業〉

省エネ性能に優れた低炭素機器の
リースでの導入時には、
国の補助金制度がご利用頂けます。

JAESCO

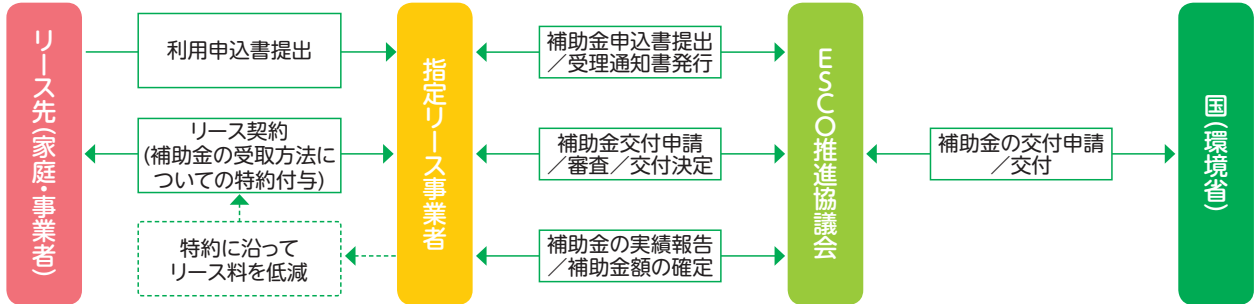
補助金制度の概要

家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の3%を補助する補助金制度がご利用頂けます。



制度の仕組み

- 補助金額は補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料総額の3%。
- 予算額は18億円(平成24年度予算事業)。



- 本制度の利用を希望するリース先は、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したエコリース促進事業利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。
- 補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- 補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減に充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。
- 本制度では導入機器によるCO₂削減量等のモニタリング報告は必要ありません。

一般社団法人ESCO推進協議会は、環境省から補助金交付事業を行う補助事業者として、公募手続きにより採択された事業者です。



利用要件

補助金の申請には以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象となるリース先

- 対象リース先は家庭(個人)、個人事業主、中小企業、又は中堅企業であること。
中小企業、中堅企業は、以下のいずれかに該当するもの。
※中小企業:資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
中堅企業:資本金の額又は出資の総額が3億円超、10億円未満の会社法上の会社。
医療法人等で常時使用する従業員の数が300人以下のもの。
- 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。



- ①医療法人等を除く資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外。なお、医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいう。
- ②個人については、本事業により導入する低炭素機器を事業の用に供する場合は個人事業主として取り扱う。なお、それ以外は家庭(個人)として取り扱う。



対象となるリース契約

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器に係る契約であること。
- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 所有権移転外リース取引であること(法人税法施行令第48条の2第5項第5号の規定による)。
- リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- 日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
- 他に国による機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。
※経済産業省の低炭素リース信用保険制度(以下「リース信用保険」)との併用は可能。
- 1リース契約の補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料の総額が、2億円以内、かつ事業者は300万円以上、家庭(個人)は65万円以上であること。

留意事項

- ①補助金の対象機器の当初導入において必要と認められる据付費用等については、通常リース事業者の判断によりリース契約に含まれる範囲内において補助の対象となる。
ただし、据付費用の金額は対象機器の購入価格を上限とする。
なお、メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助金の対象外。
- ②補助金の対象機器と補助金の対象外機器の両方を含む契約も利用可能。
ただし、補助金の対象機器に係るリース料のみが補助金の対象となる。
- ③既に締結されているリース契約については補助金の対象外。

対象となる低炭素機器

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器であること。
なお、本制度の対象機器はリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。
- 家庭(個人)の対象機器は、「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「水力発電設備」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」に限定。
- 平成25年3月15日までに原則借受証が発行される見込みの低炭素機器であること。ただし、その後の事情の変更により年度内の借受証の発行が困難になった場合には、個別にESCO推進協議会に連絡のこと。

留意事項

- ①補助金の対象機器の型番情報については以下の一般社団法人低炭素投資促進機構のホームページの検索データベースで公開している。
※型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。
ESCO推進協議会のHPアドレス▶<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>
低炭素投資促進機構のHPアドレス▶http://www.teitanso.or.jp/target_instrument/info
 - ②低炭素投資促進機構の検索データベースにエコ・リース促進事業に係る情報が掲載されておらず、掲載を希望される場合は、ESCO推進協議会まで連絡すること。また、掲載がない場合であっても環境省が定める基準を満たす機器であって、リース信用保険対象機器として登録済みであれば補助金申請が可能のため、ESCO推進協議会まで問い合わせのこと。
- ※型番情報の検索データベースは、低炭素投資促進機構のホームページ内を経由して閲覧することになってはいますが、低炭素投資促進機構は経済産業省によるリース信用保険の指定法人であり、本事業とは一切関係がありません。
くれぐれも本事業のお問い合わせについて低炭素投資促進機構へご連絡することがないようお願いいたします。
※指定リース事業者は補助金申込対象機器が環境省の定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。





補助金のスケジュール

●受付期限

補助金申込書類の受付期限	平成25年3月1日
補助金交付申請書類の受付期限	平成25年3月8日
補助金実績報告書類の受付期限	平成25年3月19日

●補助対象機器の借受証が、平成25年3月15日までに原則発行される見込みであることとします。

●なお、指定リース事業者への補助金の交付日程は以下の通りです。

実績報告書の提出日(目安)	補助金額の確定日	補助金交付日
～平成24年6月20日	～平成24年6月30日	平成24年7月31日
～平成24年9月20日	～平成24年9月30日	平成24年10月31日
～平成24年12月16日	～平成24年12月31日	平成25年1月31日
～平成25年3月19日	～平成25年3月25日	平成25年3月29日

※予算関連法案の成立状況によっては、補助金交付日に変更があります。



- ①上記の受付期間を過ぎた提出書類については、原則受け付けられないので注意のこと。
②上記受付期間内に提出された書類であっても、記載内容等の不備からESCO推進協議会での審査に時間を要する場合には、補助金の交付がなされないことがあり得る。



補助金の交付申請に必要な書類

補助金申込書、補助金交付申請書、補助金実績報告書

- リース契約書の写し
- 特約又は覚書等の写し
- 対象機器の見積書、注文書、売買契約書等、いずれかの写し
- エコリース促進事業利用申込書の写し
- 導入機器の基準適合チェックシートの写し
- 導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し
- 借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写し
- (補助金対象外費用を含むリース契約の場合)補助金対象外費用の金額根拠資料の写し
- (リースバックによるリース契約の場合)物件引き渡し後3か月以内のリースバックであることが分かる資料の写し



補助金受領後の注意事項

●指定リース事業者は、以下の事由が発生する場合は、速やかにリース契約変更届をESCO推進協議会に提出する必要があります。

- 補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合
- リース契約を合意解約した場合
- リース契約の期限の利益を喪失した場合

補助金交付決定の取消し、返還、罰則等について

指定リース事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びにESCO推進協議会が定める補助金交付規程及び補助金申請の手引きの定めるところに従って下さい。これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- 1) 交付規程第14条の規定による交付決定の取消し及び補助金等の返還・加算金の請求。
 - 2) 指定リース事業者の指定取消の公表。
- なお、本制度の補助金返還義務はリース契約の全期間において指定リース事業者が負うこととなります。

●補助金制度のお問合せは



一般社団法人
ESCO 推進協議会
JAESCO Japan Association of Energy Service Companies
エコリース促進事業部



東京都千代田区紀尾井町3-33 プリンストンビル3階
TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607
<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>
お問合せ時間:月曜日～金曜日(祝日、12/28～1/4を除く)までの10:00～12:00、13:00～17:00
※詳細についてはホームページ内の「補助金申請の手引き」をご参照下さい。



※このパンフレットは資源の有効利用、および地球環境保護のために古紙配合率100%の再生紙と植物性インキを使用しています。